みやぎの有機農業推進計画

令和3年3月改定 宮城県

目次

1			めに																																		
(1	.)	計	·画改	定	の	趣	旨力	及i	ゾ]	的	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
(2	?)	計	·画期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	4	卜県	にお	ょけ	る	有	幾昂	農	業	を]	又	IJ ź	巻	<	現	状	ح	課	題																		
			産																																		
			地つ																																		
(3	3)	流	通・	販	売	•	•	•		•		•	•	•							•	•				•										. 6	3
(4	.)	消	費者	等	の	理	解	•	•	•	•	•	•	•		•					•	•	•	•	•	•						•	•	•	•	• 8	3
3	拊	進進	目標	₹•		•	•			•	•	•				•	•		•		•	•	•	•		•	•				•	•	•	•		1	0
4	が	拖策	の展	開	方	向	•	•		•	•	•		•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		1	1
5			農業																																		
	•		機農																																		
			機農																																		
(3	3)	有	機農	業	に	関	する	33	里角	解化	足让	焦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
6	拊	進進	体制	ij.	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	8
用語	角	军 説	; · ·	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
参考	貣	資料																																			
1	J,	りや	ぎの)有	機	農:	業扌	佳)	焦	ΗĪ	画(=	뾫.	す	る	有	識	者	会	議	開	催	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
2	J,	メヤ	ぎの	有	機	農:	業扌	佳)	焦	食詞	討言	会	设	置	要	領	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
3	丰	す機	農業	€の	推	進	に厚	関-	j ;	る	去征	#		•	•	•	•	•	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
4	丰	機	農業	€の	推	進	に厚	関-	† ;	3 =	基	本自	的:	な	方	針	(令	和	2	年	4	月	改	定)				•		•	•	•	•	2	6

1 はじめに

(1) 計画改定の趣旨及び目的

有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号,以下「有機農業推進法| という。)第6条第1項の規定により、「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以 下「基本方針」という。)が平成19年4月に策定・公表された。これに基づき、県で は、環境負荷低減や生物多様性保全等の取組の拡大に向け、平成21年10月に「みや ぎの有機農業推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、有機農業を推進して きた。

令和2年4月には国の基本方針が改定され、有機農業の推進に関する基本的な事項に おいて、有機農業の取組拡大は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来 する環境への負荷を低減することに加え、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効 果を示すなど農業施策全体及び農村におけるSDGSの達成に貢献することから、有機 農業の生産拡大に向け有機農業者の人材育成や産地づくりを推進し、有機農業により生 産される農産物やその加工品の国産シェア拡大に向け、販売機会の多様化や消費者の理 解の増進を推進することとされた。

また、令和3年3月に策定された県の「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」で は、有機農業は農業生産に由来する環境への負荷を低減することに加え、消費者からも わかりやすく農業者にとっても販売で差別化が可能であることから、県内における有機 農業の取組を拡大することとした。

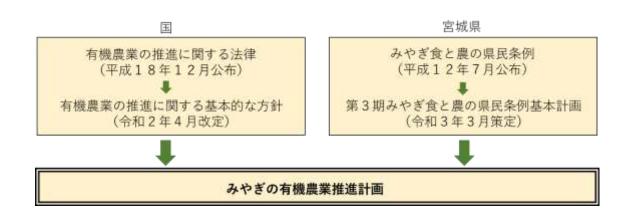
以上のことを踏まえ、引き続き、本県における有機農業を推進していくため、 計画」を改定した。

この推進計画における「有機農業」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関 する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に基づく、有機農産 物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機」AS」 という。)に規定する生産の方法についての基準に限定されることなく、有機農業推進法 第2条の規定に基づいた、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝 子組み換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷低減を目指した農業とする。



- ※1有機農業推進法の「有機農業」
 - ①化学合成農薬・化学肥料不使用
 - ②組換え D N A 技術の不使用
- ※2 有機 J A S 規格相当水準の「有機農業」 (国際水準の「有機農業」)
 - ①化学合成農薬·化学肥料不使用
 - ②組換え DNA技術の不使用
 - ③使用禁止資材の不使用/飛来防止措置実施
 - ④植付け前等2年以上の化学合成農薬等不使用
- ※3 みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示 制度(以下,「県認証」という。)

○県推進計画の位置付け



(2) 計画期間

この推進計画の期間は令和3年度から概ね10か年とする。

ただし、5年後を目処に中間評価を行うとともに、国の基本方針の見直しや有機農業を 取り巻く情勢の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととする。

2 本県における有機農業を取り巻く現状と課題

(1) 生産

【現状】

県では、試験研究機関において有機農業に関わる技術の開発や実証試験を実施し、現場に導入する技術として開発した成果を「普及に移す技術」で紹介するとともに、各農業改良普及センターでの普及展示ほの設置により技術の普及を図ってきた。その結果、本県における有機JAS認証面積は332ha(平成31年4月1日現在)となり、水稲がその9割超を占め、有機JAS認証取得農家戸数は80戸(平成31年3月31日現在)となっている(表1、表2)。

県が令和 2 年 7 月に行ったアンケート調査では、農業者が有機農業等に取り組む理由として、「需要があるため」、「環境保全のため」、「付加価値を高めたいため」が多くを占めている(図 1)。農業者が有機農業等を継続するにあたっての課題としては、「生産に多大な労力がかかる」が 9 割で最も多く、「収量や品質が不安定」が 5 割、「栽培技術が不足している」が 4 割であった(図 2)。

また、県農業大学校及び県内の農業高校では、有機農業に関する講義を取り入れている。

【評価】

本県における有機 J A S 認証面積は全国第8位で、水田では全国第2位と上位に位置しているものの(平成31年4月1日現在)、省力化や安定生産等に必要な技術の普及が不十分であるため、取組面積が停滞している。

また、農業者は技術の普及のために設置された展示ほ等により技術を身につける機会はあるものの、アンケート回答者の4割が栽培技術を習得していないと感じていることからも、技術の普及が不十分と考えられる。有機農業では多くの場合、病害虫の発生等に加え労働時間や生産コストの大幅な増加を伴い、農業者からは、「労働力不足」「収量・品質が不安定」「指導者や仲間がいない」との声もあることから、これらに対する取組強化が必要とされている。

農業教育機関でも授業の中で有機農業を取り入れているが、学生等に対する有機農業を学ぶ機会の充実が重要と考えられる。



【課題】

- ① 有機農業取組面積を拡大することが必要
- ② 省力化や安定生産等の技術の更なる確立と普及が必要
- ③ 有機農業の指導者の育成が必要
- ④ 有機農業者の仲間づくりが必要
- ⑤ 農業教育機関で学生等が有機農業を学ぶ機会を充実させることが必要

表1 宮城県における有機農業取組面積の推移

(単位:ha)

		H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元
有機JASほ場面積 (※1)		381	405	365	355	339	316	254	312	332
	うち有機JAS 水田ほ場面積 (※1)	361	370	345	328	325	280	248	303	326
	県認証における農薬・化学肥料 不使用栽培の認証登録面積(※2, ※3)		235	189	164	146	172	189	204	178
環境保全型農業直接支払制度に おける有機農業取組面積 (※2, ※4)		324	570	525	544	430	519	520	520	529

表2 宮城県における有機農業取組農家戸数の推移

(単位:戸)

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元
有機 J A S 認証取得農家戸数 (※1)	154	148	115	105	96	104	97	77	80
県認証における農薬・化学肥料 不使用栽培の取組農家戸数 (※2, ※3)	224	266	215	191	172	205	245	220	227
環境保全型農業直接支払制度に おける有機農業取組団体数(※2, ※4)	_	_	_	-	52	49	56	55	52

※1 農林水産省調べ、 ※2 宮城県調べ、 ※3 延ベ戸数 ※4 令和2年度から国際水準の有機農業の取組団体となる。

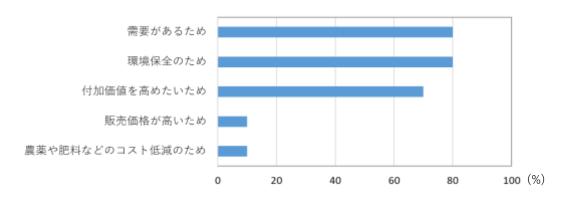


図1 農業者が有機農業等に取り組む理由に関するアンケート結果 (R2, 宮城県調べ)

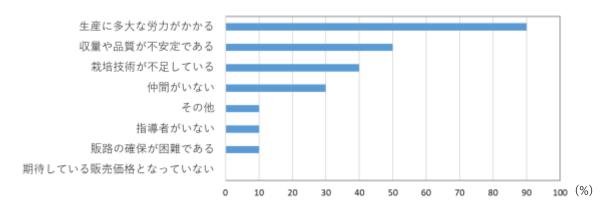


図2 有機農業等を継続するにあたっての課題に関するアンケート結果(R2, 宮城県調べ)

^{※4} 令和2年度から国際水準の有機農業の取組面積となる。

(2) 産地づくり

【現状】

有機農業推進に向けた体制について、栗原市、大崎市、加美町、涌谷町、美里町では、市町・JA・生産者等が一体となって有機農業を推進する有機農業推進協議会を整備しているほか、他の市町村では、担い手育成支援センター等が就農相談や制度資金等の活用、先進地研修の支援を実施している。

なお、大崎市や石巻市では、法人等の取組が増えたことから有機 J A S 認証面積が増加している。登米市や加美町では担い手に農地が集積した反面、労働力が不足し、有機農業の取組面積が減少している(図3)。

一方,有機農業者間等の交流や情報交換を行うみやぎオーガニック・エコ農業協議会が令和2年1月に設立され,県内の有機農業者をつなぐネットワークを形成し,県内全域への有機農業の拡大が図られている。

県内の有機農業の優良な取組事例について、農林水産省が主催する「未来につながる 持続可能な農業(旧 環境保全型農業)推進コンクール」へ推薦した結果、これまでに 6つの団体が受賞している(表3)。

【評価】

栗原市,大崎市,加美町,涌谷町,美里町では,有機農業推進協議会を中心に技術研修会の開催や販売促進活動の支援などにより,有機農業の取組支援が組織的に行われている。これらの地域では,環境保全型農業直接支払制度が有効活用され,一部の地域では,有機米等の産地が形成されつつある。しかし,このような地域的な取組は,一部の地域にとどまっている。



【課題】

⑥ 有機農業の取組(生産・出荷)拠点づくりが必要

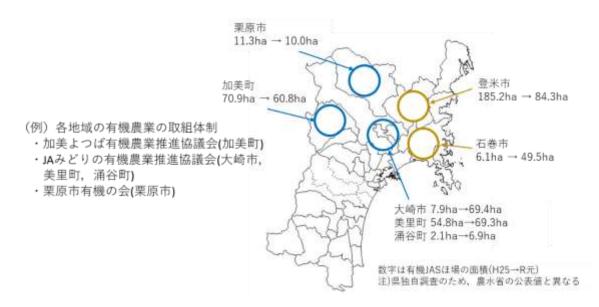


図3 宮城県内での市町村別有機 JAS 認証面積(令和元年)

表3 未来につながる持続可能な農業(旧 環境保全型農業)推進コンクール受賞一覧

年度	受賞者(市町村)	栽培品目	受賞名
平成12年	南方町水稲部会(登米市)	*	全国農業協同組合中央会会長賞
平成17年	有限会社板倉農産 (登米市)	米	農林水産大臣賞
平成22年	有限会社大郷グリーンファーマーズ(大郷町)	*	奨励賞
平成25年	株式会社大滝自然農園(仙台市)	野菜(約110種類),水稲	農林水産省生産局長賞
平成27年	迫ナチュラルファーム (登米市) (現:(株)はさま自然村)	米・ほうれんそう・にんにく他	東北農政局長賞
平成30年	J A みどりのパルシステム米栽培研究会 (大崎市, 美里町, 涌谷町)	*	農林水産省生産局長賞

(3)流通・販売

【現状】

県が、令和元年に県内の生協などの実需者を対象に行ったアンケート調査では、約8割が「有機農産物を現在取り扱っている」、「今後取り扱いたいと思う」となっている(図4)。現在、有機農産物を取り扱っている実需者の取扱品目は、野菜が約5割と最も多く、米と果樹がともに約2割となっている(図5)。実需者が有機農産物を取り扱う理由は、約4割が「消費者が求めるものであるから」、約3割が「安全な農産物だと思うから」となっている(図6)。今後の有機農産物の需要については、実需者の約7割が「拡大すると思う」という結果になった(図7)。

一方,実需者が有機農産物を取り扱う上で求める条件としては,「安定的な供給」が約3割で最も多く,次いで「農業者からの供給の量・時期など正確な情報発信」となっている(図8)。また,実需者が有機農産物を取り扱う場合の価格は,一般農産物と比較して「2~3割高まで」が4割,次いで「1割高まで」が3割となっている(図9)。

このため、県では農業者と流通・販売業者が参加する交流会の開催や有機農業者のガイドブックを作成し、農業者と実需者とのマッチングを進めている。

【評価】

交流会をきっかけに農業者と実需者が結びつき,取引が始まった事例もあるが,安定供給ができていないことや,農業者と実需者において有機農産物等の販売価格に対する意識の隔たりがあり,有機農業の環境負荷低減効果や生産コストが慣行栽培より高くなることについての実需者等の十分な理解が得られていない。



【課題】

- ⑦ 生産の拡大や産地づくりを進め、安定供給を図ることが必要
- ⑧ 生産の低コスト化が必要

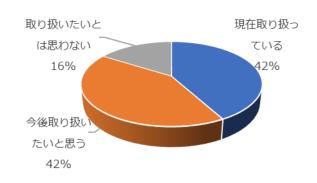




図4 実需者に対する有機農産物の取扱状況・意向に 関するアンケート調査結果(R元,宮城県調べ)

図5 実需者が取り扱っている有機農産物の品目に 関するアンケート調査結果(R元,宮城県調べ)

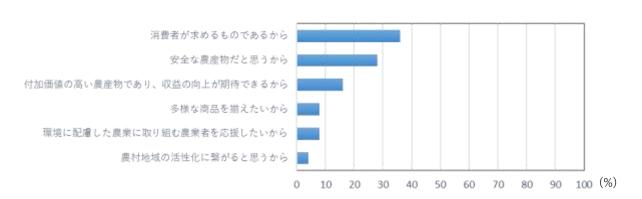


図6 実需者が有機農産物を取り扱う理由に関するアンケート調査結果(R元,宮城県調べ)

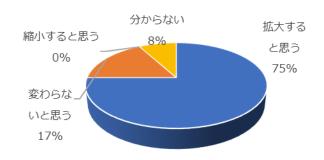


図7 実需者の今後の有機農産物の需要に対する意識 (R元, 宮城県調べ)

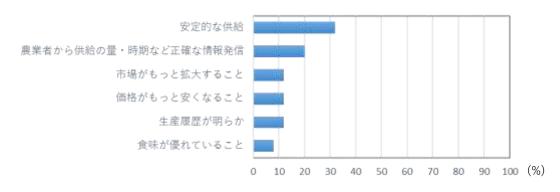


図8 実需者が有機農産物を取り扱う上で求める条件に関するアンケート調査結果(R元,宮城県調べ)



図9 実需者が有機農産物を取り扱う場合の価格に関するアンケート調査結果 (R元, 宮城県調べ)

(4) 消費者等の理解

【現状】

県では、有機農業の取組を見学する消費者バスツアーや小学生を対象にした生物多様性を学ぶ生き物調査の実施等により、消費者等の理解促進を図ってきた。また、県のホームページにおいて、有機 J A S 制度など有機農業に関する情報提供を行うとともに、消費者交流会や農産物販売会を通じ、消費者等へ有機農業についての情報発信を行っている。

県によるアンケート調査(平成30年、令和元年)では、有機農産物を購入したことがある消費者は、平成30年、令和元年ともに2割程度にとどまっている(図10)。有機農産物を購入した主な理由としては、「安全である」「生産者を応援したい」「環境保全に貢献したい」といった理由が挙げられる(図11)。有機 JASの表示についての消費者の理解度は、平成30年では2割、令和元年では3割となっている(図12)。

【評価】

有機農産物に関心を持つ消費者が増えつつあるものの,有機農業や有機 J A S 制度に対する消費者の十分な理解は得られていないことから,理解促進活動を継続していく必要がある。また,有機農業に関する情報発信については,インターネット等各種ツールの活用など,積極的な情報発信を行っていく必要がある。



【課題】

⑨ 有機農業の環境負荷低減効果等に対する消費者等の理解促進が必要

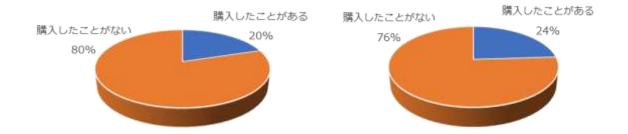


図 10 有機農産物を購入したことがある消費者の割合(左図; H 3 0, 右図; R元, 宮城県調べ)

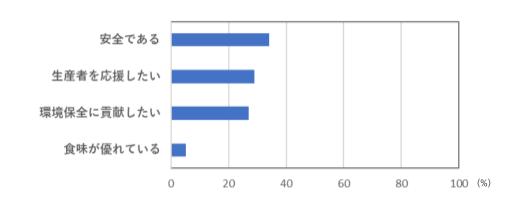


図 11 有機農産物を購入した理由 (R元, 宮城県調べ)

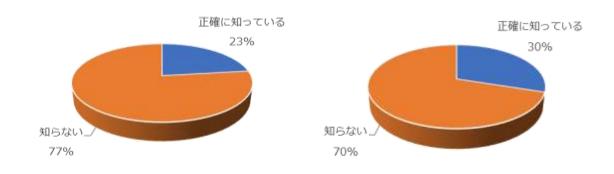


図 12 有機JASの表示について知っている消費者の割合(左図;H30,右図;R元,宮城県調べ)

3 推進目標

有機農業の推進にあたっては、有機農業取組拡大のけん引役として、有機 JASの規格を満たす有機農業の取組を指標として推進する。

項目	現状(令和元年)	目標(令和12年)
有機JAS取組面積 ^{※1}	3 3 2 h a (米: 3 2 6 h a,野菜等: 6 h a)	500ha (米:470ha,野菜等:30ha)
有機JAS取組戸数 ^{※2}	80戸	130戸

※1 有機 J A S ほ場面積(国調べ) ※2 有機 J A S 取得農家戸数(国調べ)

4 施策の展開方向

県は、自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献する有機農業を推進するため、「有機農業の人材育成」、「有機農業の生産・産地づくりへの支援」、「有機農業に関する理解促進」に関する各施策を市町村や関係団体等との連携を図りながら展開する。



持続可能な農業シス テムは持続可能な食 料生産を促進する



有機食品の購入が 持続可能な食料生 産への貢献につな がる



化学肥料・化学農薬の 使用削減による水質汚 染防止等が人々の健康 や福祉につながる



適切な土壌管理が 気候変動の抑制に つながる



化学物質の水路へ の流出防止につな がる



生態系の維持・生 物多様性に貢献で きる

○課題に対応する施策

課題

- ① 有機農業取組面積を拡大することが必要
- ② 省力化や安定生産等の技術の更なる確立と 普及が必要
- ③ 有機農業の指導者の育成が必要
- ④ 有機農業者の仲間づくりが必要
- ⑤ 農業教育機関で学生等が有機農業を学ぶ 機会を充実させることが必要
- ⑥有機農業の取組(生産・出荷)拠点づくり が必要
- ⑦ 生産の拡大や産地づくりを進め、安定供給 を図ることが必要
- ⑧ 生産の低コスト化が必要
- ⑨有機農業の環境負荷低減効果等に対する 消費者等の理解促進が必要



施策

- (1) 有機農業の人材育成
 - 有機農業者の指導体制整備
 - ② 有機農業の新規取組者等の育成
- (2) 有機農業の生産・産地づくりへの支援
 - 有機農産物等の生産支援
 - ② 有機農業の産地づくり
- (3) 有機農業に関する理解促進
 - 消費者・実需者・農業者の理解 促進

5 有機農業推進に向けた施策

(1) 有機農業の人材育成

① 有機農業者の指導体制整備

イ 有機農業者に指導・助言を行う有機農業 指導員の育成

有機JAS検査員向け養成研修及びほ場 実地検査を活用した現地講習を実施し、有 機農業者等に対し有機農業について指導・ 助言を行う普及指導員等を育成する。



(農業者グループによる研修会の様子)

ロ 熟練有機農業者等による新規取組者支援

新たに有機農業を行おうとする者を対象に、地域の熟練有機農業者等の協力を 得て、関係団体と連携を図りながら、栽培技術などについて指導・助言を行う支 援体制を構築する。

ハ 有機農業の相談窓口の設置

県庁と地方振興事務所・地域事務所に相談窓口を設置し、市町村の新規就農相 談窓口等と連携しながら、新たに有機農業を行おうとする者の相談に対応する。

② 有機農業の新規取組者等の育成

イ 農業者グループの活動強化

有機農業者等で構成されるグループの活動を支援し、有機農業者同士の交流を 促すとともに、生産意欲及び栽培技術の向上を図る。

ロ 農業教育機関と連携した研修機会の拡大

新たに有機農業を行おうとする者が円滑に農業経営を開始できるよう、また、 学生・就農希望者等が将来有機農業を実践できるよう、農業教育機関と連携し、 有機農業に関する研修・教育機会を充実させることにより、有機農業の理解と技 術習得を促進する。

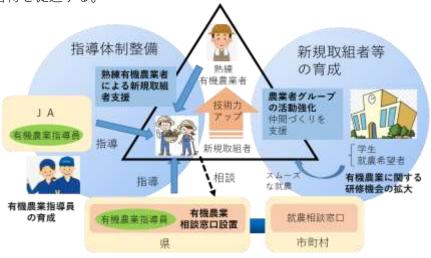


図 13 有機農業の人材育成のイメージ

(2) 有機農業の生産・産地づくりへの支援

① 有機農産物等の生産支援

イ 持続的な生産に向けた土づくりの推進

持続的な農業生産に向けて、ほ場の地力向上を図るための実証ほを設置するなどの土づくり支援を実施する。

ロ 省力化・低コスト化に向けたアグリテック等の推進

生産の省力化・低コスト化を図るため、ドローンや乗用型水田除草機等による 効率的な施肥や除草技術の導入を推進する。

ハ 環境保全型農業直接支払制度の活用による支援

有機農業に取り組む団体を対象に,市町村と連携して環境保全型農業直接支払制度の活用による支援を行うことにより,地域における有機農業の取組の維持・拡大を図る。

ニ 試験研究機関等による生産技術の開発及び実証

国の試験研究機関等で開発された技術を有機農業の実態を踏まえながら適切に 組み合わせることにより、地域の気象・土壌条件等に適合した技術体系を確立す るとともに、技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験及び新たな技術 の開発に取り組む。また、普及センター等によりこれらの技術の普及促進を図 る。

ホ 生産技術等に関する情報提供

農業者に対し、有機農業の生産技術や支援措置等に関する情報提供を行う。

② 有機農業の産地づくり

イ 有機農業の取組(生産・出荷)拠点となる産地づくり

地域における有機農業者のグループ化により、有機農産物のロットの拡大を図ることで、安定的な供給体制を構築し、共同購入等の業態を持つ実需者との取引等、マーケットインに対応した有機農業の産地の形成を支援する。支援にあたっては、各地区有機農業推進協議会やみやぎオーガニック・エコ農業協議会と連携しながら取組を推進する。

米については、特に J A の有機米生産部会等の取組を支援し、先進技術の導入 等により、面積の拡大や需要に応じた安定供給を図る(図 1 4)。

野菜については、特に有機農業への新規参入及び法人を核とした有機農業者の グループ化を推進し、有機農業者間の連携支援や栽培技術支援を行うことによ り、ロット拡大と安定供給を図る(図15)。

ロ 有機農産物等の販路の拡大

有機農産物等を生産する産地と実需者との交流の場を設けることにより、産地と実需者や学校給食関係者等のマッチングを推進し、有機農産物等の販路拡大を図る。特に、エシカル消費やSDGsへの関心が高まる中、有機農産物に関心が高い消費者が多く利用する生協やスーパー、百貨店等と産地とのマッチングを推進し、販路を拡大する。また、今後増加が期待される訪日外国人や有機農産物に関心が高い消費者をターゲットとした飲食店と産地とのマッチングを推進する。

ハ 新たな販路確保に向けた有機JAS認証等の取得に関する支援

実需者や消費者ニーズ等を踏まえ、農業者が必要に応じ有機 JAS認証等を円滑に取得できるよう、講習会等による制度の活用支援や書類作成等の手続きに関する支援を行う。

有機米の産地づくり

(対象: JA○○水稲生産部会)



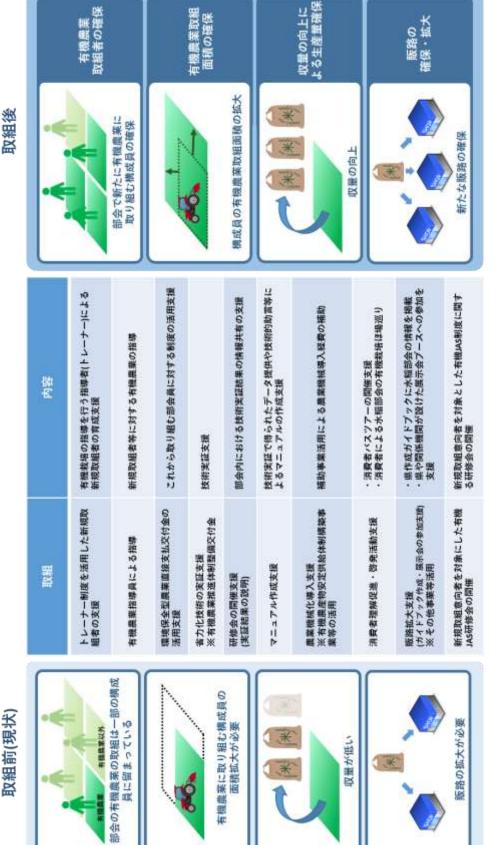


図 14 有機農業の産地づくりのイメージ(米)

有機野菜の産地づくり

(対象:有機野菜生産団体)

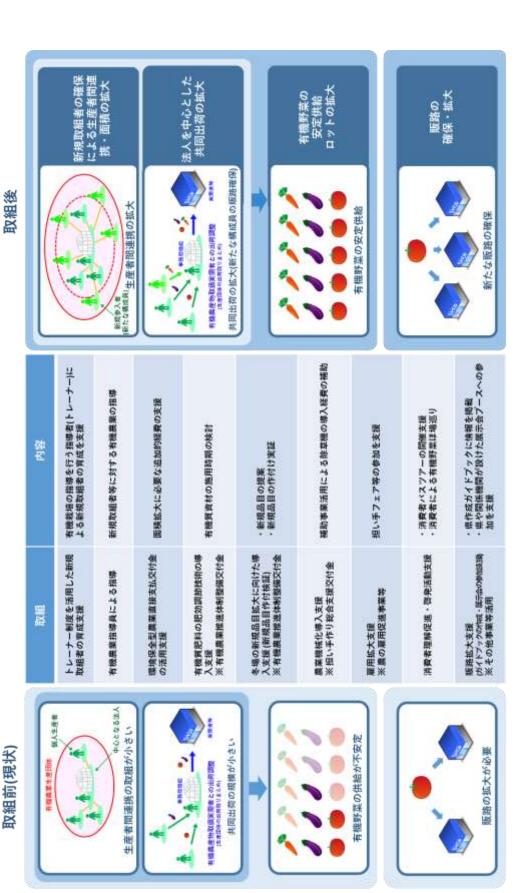


図 15 有機農業の産地づくりのイメージ(野菜)

コラム①

株式会社はさま自然村(登米市)

(「平成 27 年度東北ブロック環境保全型農業推進コンクール」東北農政局長賞を受賞※)

株式会社はさま自然村は、専門家の助言を得ながら定期的に勉強会を開催し、環境に配慮した生産技術を研鑽。現在は、「農薬・化学肥料不使用」による栽培が定着しており、みやぎの環境にやさしい農産物認証を取得し(令和2年現在:米3.4ha、野菜1.6ha)、10名で栽培に取り組んでいる。認証を取得した農産物は、生活協同組合あいコープみやぎを中心として販売を行っているほか、地元の直売所やスーパー等で販売をおこなっている。

病害虫防除対策として取り組んだ野菜における高畝栽培, 粘着板利用, 太陽熱消毒などの 成果は、県内における環境保全型農業に取り組むグループとも共有している。

毎年小学生の夏休み期間には、児童及び保護者を生産は場に招き、農作業体験を通じ、食の農の関わりや重要性を伝えるなど、食農教育にも貢献している。志を同じくした仲間づくり、生産技術の蓄積、地域を越えた技術交流、消費者との交流による農業理解の促進などの取組は、地域農業の活性化に寄与している。



(生産者の皆さん)

※迫ナチュラルファームとして受賞

コラム②

JA 新みやぎ みどりのパルシステム米栽培研究会(大崎市,美里町,涌谷町) (「平成 30 年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール」生産局長賞を受賞※)

平成 2 年から、農薬や化学肥料に頼らない農産物の生産を目指すべく、農薬や化学肥料を削減した「減農薬・有機米」を栽培する取組(5ha の作付面積)を始め、首都圏コープ事業連合会(現パルシステム連合会)へササニシキの供給を開始した。

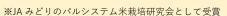
平成 5 年に発生した大冷害をきっかけに、良質な稲の根を育てるための土づくりに着目し、地域全体の土壌診断を行い、土壌タイプに基づいた肥培管理を統一した。その結果、化学肥料の削減につながり、現在は化学肥料の代わりとして完熟堆肥や発酵鶏糞を使用することで、良質な稲の根を育てるための土づくりをしている。

農薬についても、平成 15 年に温湯消毒用設備の設置、平成 24 年から一部の農薬を使用しない栽培基準を適用するなど、生態系に配慮した栽培に取り組んでいる。

現在は構成員 133 名で,有機農業によりひとめぼれ 63.6ha,ササニシキ 19.4ha の作付けを行っており,化学農薬・化学肥料不使用で栽培

した米は「コア・フード米」として、パルシステム のブランド商品となっている。

また生物多様性に配慮した取組として,大崎地域の「世界農業遺産」で実施しているモニタリング調査表を利用し, NPO 法人田んぼや大崎市と連携しながら,生産者や生活協同組合職員を対象とした研修や調査,消費者への理解促進を目的とした交流会で,生き物観察を行っている。





(消費者との交流会の集合写真)

(3) 有機農業に関する理解促進

① 消費者・実需者・農業者の理解促進

イ 有機農業や有機農産物に関する理解促進

有機農業生産ほ場における消費者等と農業者との交流会や農業者が直接消費者へ説明する農産物販売会の開催などにより、有機農業が地球温暖化防止等につながる取組であることについて理解促進を図る。また、小学生を対象とした生き物調査等を通じて、有機農業の持つ生物多様性保全への効果について理解促進を図る。

ロ 有機農業者や有機農産物等取扱事業者の周知

消費者や実需者が有機農産物等を容易に入手できるよう,有機農業者や有機農産物等の販売店や飲食店等を紹介するガイドブックの発行やホームページ,その他ツールを活用し,みやぎオーガニック・エコ農業協議会と連携しながら情報発信を行う。

ハ 地産地消推進店における有機農産物等の利用促進

消費者等の地産地消に対する意識の高まりを受け,「食材王国みやぎ地産地消 推進店」制度との連携により、県内での有機農産物等の利用促進を図る。

ニ 有機農業の取組事例の発信

有機農業の取組事例について,広報誌等を通じて,消費者及び実需者,農業者に 広く周知することにより,有機農業の取組に対する理解促進を図る。



(消費者等と農業者との交流会の様子)



(購入ガイドブック)

6 推進体制

県は、効率的かつ効果的に各種施策を展開するため、市町村や関係団体等との連携を 図りながら、総合的に施策の取組を推進する。各地方振興事務所・地域事務所等におい ては、有機農業相談窓口の設置や現地指導により、有機農業に取り組む農業者を支援す る。また、試験研究機関においては、地域の気象・土壌条件等に適合した技術体系の確 立や技術の導入効果、適用条件の把握に向けた実証試験及び新たな技術の開発に取り 組む。

市町村は、地域住民にとって身近な行政機関として、地域の特色を生かした有機農業の取組を支援する。

J A グループ宮城は、環境保全米づくり全県推進運動や、直売所を拠点とした地産地 消の展開等を通じ、有機農産物を含む環境にやさしい農産物の生産・販売等を支援する。 みやぎオーガニック・エコ農業協議会は、有機農業者や有機農業に関心を持つ団体、 農業者、消費者、研究者など幅広く参集し、有機農業者間等の交流や情報交換を行うな ど有機農業推進に必要かつ効果的な活動を実施する。

用語解説

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念のことをいう。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

2015年に国際連合で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことをいい,2030年を目標年度とし,「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け,貧困の撲滅や教育の充実,働きがいと経済成長の両立,気候変動への対策,陸や海の豊かさを守るといった17のゴール,169のターゲット(ゴールごとの詳細な方向性)から構成される「世界共通の目標」をいう。

有機農産物

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として,土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに,農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において,

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことをいう。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機 J A S マーク」を使用し、有機農産物に「有機○○」等と表示することができる。

環境保全型農業直接支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と 農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、化学肥料・化学合成農薬を原則5割 以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活 動に対して支援を行う制度のことをいう。

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

国の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに準拠し、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を推進するため、本県で農薬及び化学肥料等の化学合成資材の使用を低減して生産される農産物を認証・表示する宮城県独自の制度のことをいう。4つの区分があり、①化学合成農薬・化学肥料不使用栽培、②農薬不使用・化学肥料節減栽培、③農薬節減・化学肥料不使用栽培、④農薬・化学肥料節減栽培の区分がある。

アグリテック

農業に、スマート農業技術を含む ICT (情報通信技術)等の先進技術を導入することで、 省力・軽労化を図るなどの課題を解決することをいう。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり, そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいう。

参考資料

1 「みやぎの有機農業推進計画」に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1 平成 18 年 12 月に、有機農業の推進についての基本理念を定めた「有機農業の推進に関する法律」が公布され、国では、平成 19 年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を策定、平成 26 年 4 月に改定した。これに基づき、県では、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を確保するため、平成 21 年 10 月に「みやぎの有機農業推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定、平成 27 年に改定し、有機農業を推進してきた。有機農業が自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、引き続き有機農業を推進する必要があることから、県では、令和 2 年 4 月に基本方針が改定されたことを受け、推進計画を改定するにあたり、広く農業者や関係団体等の有識者から参考とする意見を聴取するため、「みやぎの有機農業推進計画」に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(所掌事項)

- 第2 有識者会議は次の事項について, 意見聴取を行うものとする。
 - (1) 宮城県における有機農業のあり方に関すること
 - (2) 推進計画案の内容に関すること
 - (3) その他推進計画案の改定に必要な事項

(構成)

第3 有識者会議は、農政部長が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって 開催する。

(座長)

- 第4 有識者会議に座長1名,副座長1名を置く。
- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 有識者会議は農政部長が招集する。
- 2 農政部長は、必要があると認めるときは、有識者会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は、みやぎ米推進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、農政部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 みやぎの有機農業推進委員会設置要領(平成31年4月1日施行)は廃止する。

2 みやぎの有機農業推進検討会設置要領

(設置目的及び名称)

第1条 農業の自然循環機能を増進しながら、農業生産に由来する環境への負荷を低減する有機農業を円滑に推進するため、みやぎの有機農業推進検討会(以下「検討会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討会の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 有機農業の推進計画の策定に関すること。
 - (2) 有機農業の推進施策の検討に関すること。
 - (3) 有機農業推進による成果の分析・評価に関すること。
 - (4) その他有機農業の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者を充てるほか、 委員長が任命する。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて検討会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、宮城県農政部みやぎ米推進課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

この要領は、平成20年11月6日から施行する。 附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月22日から施行する。

附則

- この要領は、平成27年2月2日から施行する。 附則
- この要領は、平成30年4月2日から施行する。 附則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、令和2年9月8日から施行する。

別表

役職名		職名
委員長	宮城県農政部	みやぎ米推進課 課長補佐(総括担当)
委 員	<i>11</i>	農政総務課 課長補佐 (総括担当) (兼農業政策室)
<i>11</i>	<i>11</i>	食産業振興課 課長補佐 (総括担当)
<i>11</i>	<i>11</i>	農山漁村なりわい課 課長補佐 (総括担当)
<i>11</i>	<i>11</i>	農業振興課 課長補佐 (総括担当)
<i>11</i>	<i>11</i>	園芸振興室 室長補佐 (総括担当)
<i>11</i>	<i>11</i>	畜産課 課長補佐 (総括担当)
"	<i>II</i>	農業・園芸総合研究所 企画調整部 企画調整チーム 技術次長

3 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

- 第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解 の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者(以下「有機農業者」という。) その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。
- 4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。 (国及び地方公共団体の責務)
- 第四条 国及び地方公共団体は,前条に定める基本理念にのっとり,有機農業の推進に関する施 策を総合的に策定し,及び実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

- 第六条 農林水産大臣は,有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。
 - 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

- 第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう 努めなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は,有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進 するため,研究施設の整備,研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な 施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

- 第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その 他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。 (有機農業者と消費者の相互理解の増進)
- 第十一条 国及び地方公共団体は,有機農業者と消費者の相互理解の増進のため,有機農業者と 消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。 (国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)
- 第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のため の活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。 第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)

及び有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)」に改める。 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を加える。

4 有機農業の推進に関する基本的な方針(令和3年4月改定)

有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。)に基づき策定・公表されてきた「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基(もとい)となっている。

この基本方針について、近年の有機農業をめぐる国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機 農業を推進する観点から、以下のとおり変更する。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものである。

また、有機農業により生産される農産物やその加工品(以下「有機食品」という。)の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業施策上において重要である。また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響等の懸念に対しても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

今後、このような我が国の農業施策の推進に貢献する有機農業の特徴に鑑み、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、有機農業の生産拡大とともに、有機食品市場に対する国産の供給割合(以下「国産シェア」という。)の拡大が図られるよう、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進

近年、農業に新たに参入する者のうち約2割の者が有機農業に取り組むなど新たに有機 農業に取り組もうとする者が相当数存在しているものの、有機農業では多くの場合、病虫害 の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、有機農業の生産拡大 に向けては、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事すること ができるよう人材育成に向けた取組を推進することが重要である。

また、有機農業の生産技術の共有化や有機食品市場への出荷の安定化等を円滑に進めるとともに、有機農業を通じた地域振興につなげていくため、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、地方公共団体や農業団体等と連携し、「有機の里づくり」などの産地づくりを推進することが重要である。

2 有機食品の国産シェア拡大に向けた取組の推進

国内外で拡大する有機食品市場に対する国産シェアの拡大を図るためには、消費者が更に容易に国産の有機食品を入手できるよう、有機農業者や農業団体等と、有機食品の流通業者、加工業者、販売業者等実需者とが連携・協力することによって、

- ① 実需者等のニーズに即した広域流通(生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。 以下同じ。)
- ② 地産地消(国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び加工することを含む。)をいう。以下同じ。)等の地域内流通(流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。)

③ 海外への輸出

等を推進し、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図ることが重要である。

また、有機農業者その他の関係者と消費者や実需者が連携し、

- ① 日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。) に基づく有機農産物等の表示への理解の増進や有機農産物等の適正な表示の確保に よる消費者の有機農産物等に対する信頼の確保
- ② 食育、地産地消、産消提携(農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約(提携)を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。)、 農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係 者との交流・連携
- ③ 有機農業の特徴についての消費者への訴求

等を通じ、有機農業に対する消費者の理解の増進及び国産品に対する需要の喚起を行う ことが重要である。

3 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるよう取組を進めてきたところであり、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、 有機農業推進法に定める基本理念及び本基本方針の第 1 の有機農業の推進に関する基本的 な事項に即して、有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。この需要見通し及び目標については、生産及び消費の変動の短期的な影響ではなく長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、10年後(2030年(令和12年))を目標年として設定する。

2 有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2009 年 (平成 21 年、約 1,300 億円) 及び 2017 年 (平成 29 年、約 1,850 億円) の国内有機食品市場の推計額を前提に、2030 年 (令和 12 年) に 3.280 億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030年(令和12年)に210億円と設定する。

3 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定する。有機食品の国産シェアは近年上昇しており、2017年(平成29年)では約60%(推計値)となっていることから、この上昇傾向を維持し、2030年(令和12年)には84%にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合で評価するこ

ととし、2017 年(平成 29 年)に 17.5%であるこの割合を、2030 年(令和 12 年)には 25%に引き上げる取組目標を設定する。

(2) 有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2017年(平成29年)には約23.5千haとなっており、需要見通し等を踏まえ、2030年(令和12年)には63千haとすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者の確保が不可欠であることから、人材育成に関する取組状況について有機農業者数で評価することとし、2009年(平成21年)に11.8千人であった有機農業者数を、2030年(令和12年)には36千人に増やす取組目標を設定する。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 施策の考え方

第2に示した目標達成に向けて各種推進施策を講じていく際には、有機食品を利用する消費者等に分かりやすく、また、農業者にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が各国で行われており、これらの取組が、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があるとのエビデンスが近年明らかにされてきているところであり、有機農業を自然循環機能の増進や SDGsの達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、我が国においても、各国と同水準以上の有機農業を推進することが重要となる。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

こうしたことから、国は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機 JAS に定められた取組水準(以下「国際水準」という。)以上の取組を推進し、その支援に努めるものとする。

他方、有機農業の取組は、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組が画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから、有機農業に関する調査や技術開発等、民間団体等が有機農業の推進のために行う多様な活動については、 国際水準に限らず幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする。

2 有機農業の生産拡大に向けた施策について

(1) 有機農業者の人材育成に関する施策

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者など新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む生産者に対し、以下のような人材育成の取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるように努める。

① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業向けの就農相談機会の設定、農業大学校や民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に引き続き努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、販路確保に資する有機 JAS 制度等に関する研修機会を提供すること等により、有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入のハードルを下げていくこととする。

② 有機農業の取組に対する施策

国は、地方公共団体を通じ、堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努める。

また、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術の講習など有機農業の技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努める。

さらに、国は、有機農業を行う際に必要な農地の地力向上のため、土壌専門家の活用や土壌診断データベースの構築等を推進し、科学的データに基づく土づくりを実施できる環境の整備を図るとともに、都道府県において、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導体制の整備が進むよう必要な支援に努める。

(2) 有機農業の産地づくりに関する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、集出荷の合理化、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・強化や取組事例の情報発信に努めるとともに、人・農地プランの実質化その他の地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構(農地バンク)の借受公募における有機農業ニーズの把握、耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

また、有機の里づくりなどの有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築、自治体と事業者等との連携の促進に努める。

3 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について

(1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について

消費者の需要が高度化し、多様化する中で、国内外で拡大する有機食品市場に対し我が 国の有機農業により安定供給を図っていくため、国は、地方公共団体と連携するととも に、農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取 組を推進し、消費者や実需者が更に容易に国産の有機食品を入手できるような環境づく りに努める。

① 農産物の流通・加工・販売に関する施策

有機農業者や農業団体等に対し、有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費の動向等に関し、消費者や実需者との間で積極的な情報の受発信を行うよう促すとともに、有機食品に対する多様な需要を踏まえ、インターネットの利活用、外食・中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう、働き掛けに引き続き努める。

また、流通・加工・販売に関わる事業者や実需者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援や、有機農業で生産される

農産物やその加工品の物流の合理化に向けた実証や成果の普及の取組など両者の一層 良好な関係構築を通じて、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売り場が確保・ 拡大されるように働き掛けに引き続き努めるとともに、有機加工食品の規格及び取組 事例等に関する講習会の開催や6次産業化や地場加工業者等と連携した農商工等連携 の取組を通じ、加工需要拡大に努める。

さらに、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大、生産技術の 習得、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点を育成・強化するとともに、集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備 などの推進に努める。

加えて、海外での有機食品需要の高まりに対応し、有機食品の輸出に取り組む事業者の有機 JAS 認証取得、輸出向け商談等の推進に努める。

② 有機 JAS 認証を取得しやすい環境づくり

農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境づくりとして、農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS 法に基づく有機農産物の日本農林規格 (平成 17 年 10月 27 日農林水産省告示第 1605 号)等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働き掛けるとともに、有機加工食品の規格や取組事例に関する講習会の開催等を通じ、国産有機農産物の加工需要の拡大に向けた取組に努める。

また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機 JAS の制度に関する研修機会を提供する等により、新規参入者の技術的・経営的サポートに努めるとともに、都道府県を通じ、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める。

国は、認証の取得に係る手続の簡素化に引き続き努めるとともに、認証取得に関する各種情報提供など、有機認証を取得する際の農業者の負担が軽減されるよう努める。さらに、有機 JAS など関連する制度等について分かりやすく整理・体系化するとともに、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行う。

(2) 消費者の理解確保に向けた施策

国は、地方公共団体と連携し、また農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、我が国の有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、以下のような有機農業に対する消費者の理解の増進等の取組を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。

① 消費者の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じ、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に引き続き努める。その際、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き取り組む。また、JAS 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果の情報提供を行うこと等により、有機農業が、地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動(エシカル消費)につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める。

② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努

める。その際、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自 主的な活動の促進、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引 き続き努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

さらに、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、国内の有機農業の取組や国産の有機農産物に対する消費者の理解が得られるよう、国産の有機食品需要を喚起する取組の推進に努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業の取組等の研修や情報提供を行うこと等により、幅広い関係者が連携して有機農業の価値を消費者に分かりやすく伝える取組を展開できる環境づくりに努める。

4 技術の開発と普及の促進

国は、国立研究開発法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で、開発、実践されている様々な技術を探索するとともに、これらの者や団体等に対し、雑草対策等の有機農業の栽培技術や有機農業向けの育種など有機農業に関する技術開発、実践されている様々な技術の科学的な解明に取り組むよう引き続き働きかける。

また、都道府県等に対し、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立することや、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう引き続き働きかける。

また、国及び地方公共団体は、有機農業の経営の安定に資するよう、例えば、土づくりや有機農業者が使いやすい栽培管理及び機械化技術等を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを国立研究開発法人、地域の試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

国及び地方公共団体は、全国各地の有機農業の取組実態や農業者の意向を踏まえ、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及に引き続き努める。その際、農業者に指導及び助言を行うことができる人材の育成や生産現場における指導体制の整備の取組との連携が図れるよう情報共有に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に引き続き努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画(以下「推進計画」という。)の改正及び推進計画のより効果的な実施を働き掛けるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

国は、有機農業に関する全国の動向、有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等、有機農業に関する各種情報の収集、提供に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、有機農業・有機食品の生産、流通、加工、販売、消費の各段階の施策を担当する者の資質の維持・向上や有機農業に関する各種知見の習得に向け、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための情報の収集・提供等を含め、関係機関の連携の確保に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

また、国は、有機農業の推進に関する取組について、農業者その他の関係者及び消費者の 理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための 活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携するため、全国的に、また、各地域に おいて、有機農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業 団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努め、地方公共団体にも同様の取 組を働きかける。

さらに、国は、有機農業に関する技術の研究開発についても、全国の研究機関等に加え、 有機農業者を始めとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの 民間団体等と積極的に連携・協力することにより効果的に技術開発を行うことが期待でき ることを踏まえ、全国、各地域において、国立研究開発法人を始め、地方公共団体、大学、 民間の試験研究機関、有機農業者等と連携・協力し、研究開発に関する意見交換、共同研究 等の場の設定、研究状況の把握、関係者間の情報共有など、研究開発の計画的かつ効率的な 推進に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働き掛ける。

2 有機農業者等の意見の反映

国は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の状況を踏まえて施策等の検討を行うとともに、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努め、地方公共団体においても同様の取組が行われるよう働き掛ける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢や有機食品を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

この基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、10年後(2030年(令和12年))を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について随時確認するとともに、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。